

# 門前町民間建築物修景助成事業取り扱い指針

## 1. 民間建築物修景事業について

- ・ 本事業は、街並み環境整備促進区域内に立地する民間の建築物等の修景行為について、町が一定額の補助金を交付するものです。

## 2. 補助の対象

### (1) 対象区域

- ・ 対象区域は図1に示した街なみ環境整備促進区域内の建築物等とします。

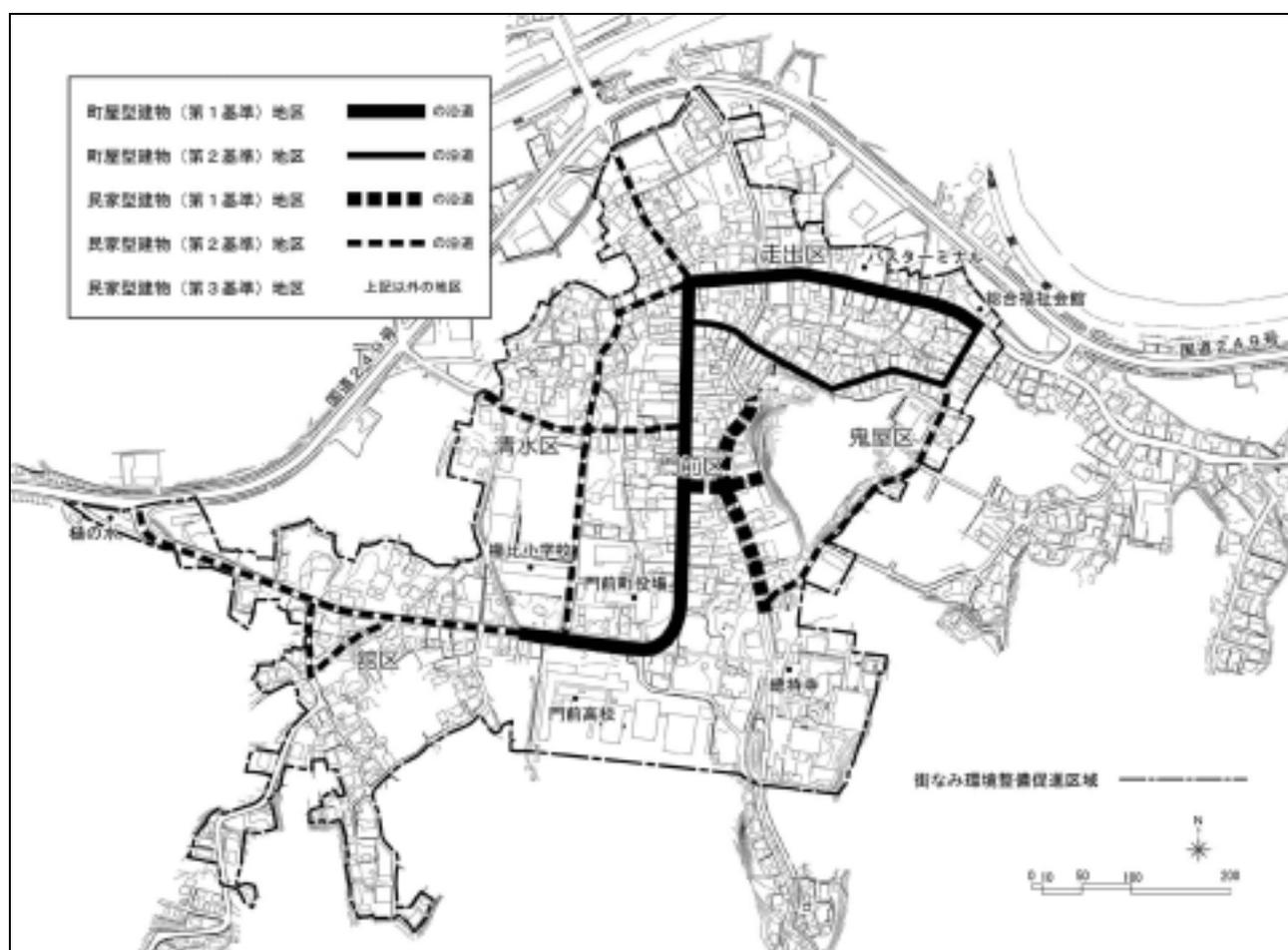


図1 修景助成の対象とする区域範囲

### (2) 申請者の範囲

- ・ 門前町総持寺周辺地区まちづくり協定書に調印した者で、対象区域内において次に挙げる補助対象行為を行おうとする者。
- ・ また、各種の税金滞納者は申請できません。

(3) 補助対象となる行為

- ・ 建築物の新築・増築・改築
- ・ 看板、塀、その他の工作物の新設・増設・改装
- ・ 建築物、看板、塀、その他の工作物の大規模な修繕・模様替え
- ・ なお、屋根工事や外壁工事では、下地工事などの必要な工事一式を含めて補助対象とします。
- ・ また、内装工事、設備工事、既存部分の撤去工事・解体工事は補助対象外です。

(4) 補助対象となる建築物等

補助対象となる建築物の範囲 (図2)

- ・ 建築物外観の正面および側面(側面については道路境界線から概ね 3mの範囲)に対して行う修景行為。
- ・ 道路と建築物の間の外構修景は距離に関係なく対象とします。また屋外広告物と自動販売機は道路から見える場合には距離に関係なく対象とします。

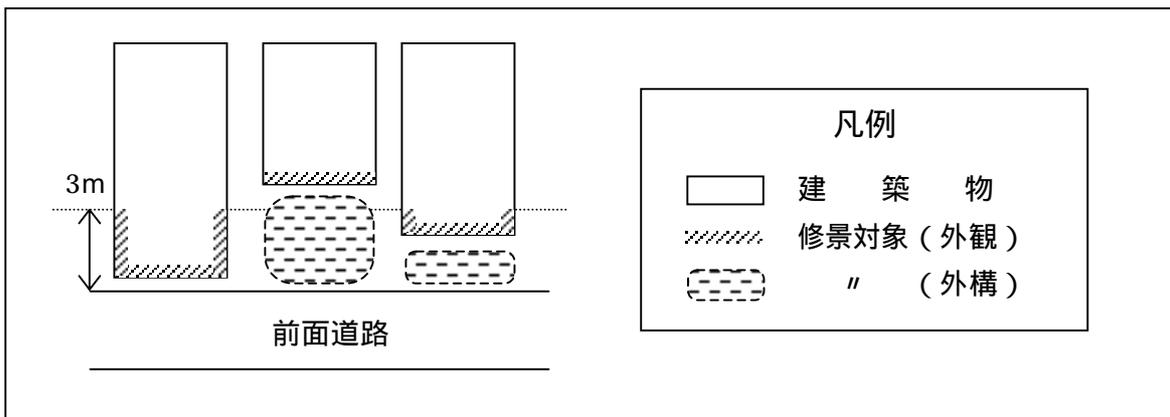


図2 補助対象とする建築物の範囲

角地に立地する建築物の取り扱い

- ・ 角地に立つ建築物や、駐車場や公園等の公共的な空地の隣地に立つ建築物は、道路等から見える2面(前面と側面)が修景対象となりますが、補助金額の上限に関する特例や上乘せ措置は、条件等が複雑になるため行いません。
- ・ 道路Aと道路Bに面する角地では、道路Aの補助金の額、率となります。
- ・ 道路A(またはB)と道路Cに面する角地では、道路A(またはB)の補助金の額、率となります。

- |       |                  |
|-------|------------------|
| ・ 道路A | 図1の第1基準地区に該当する道路 |
| ・ 道路B | 図1の第2基準地区に該当する道路 |
| ・ 道路C | 図1の第3基準地区に該当する道路 |

### 補助対象となる項目

- ・ 以下に示した項目が補助の対象となります。
- ・ ただし、記載のない項目でも、下記項目に関連する部分・部位について修景整備を行った場合、補助対象とするかはその都度、個々の審査の過程で検討します。

1) 建築物外観の修景事業	屋根 / 庇 / 外壁 / 開口部
2) 外構の修景事業	建築設備、屋外階段 / 垣、柵、塀など / 植栽 / 門
3) 屋外広告物の修景事業	看板
4) 駐車場 <sup>1</sup> 周囲の修景事業	板塀 / 生垣
5) その他の修景事業	自動販売機

- 1 ・ 駐車場とは、建築物とは別敷地にあり、不特定多数によって共同的に利用されているものを指します。その際に営利目的・非営利目的は問いません。
  - ・ なお、建築物と同一敷地にあり、前面にある駐車スペースは含みません。この場合、修景を行う際には「2) 外構」として考えます。

## 3. 整備の水準と補助限度額

### (1) 整備水準の原則

- ・ 修景を実施する際には、「街並み景観整備基準」に掲げている整備内容を遵守することを原則とします。
- ・ なお、「街並み景観整備基準」に掲げる整備内容とは異なる場合でも、景観への貢献度が「街並み景観整備基準」に掲げる整備内容と同等と認められるものについて、補助金を交付するはその都度、個々の審査の過程で検討します。

### (2) 補助金の補助率及び限度額

第1基準地区では、補助対象工事にかかる費用の2/3以内で、150万円を限度として補助金を交付します。

第2基準地区では、補助対象工事にかかる費用の2/3以内で、100万円を限度として補助金を交付します。

第3基準地区では、補助対象工事にかかる費用の2/3以内で、20万円を限度として補助金を交付します。

### (3) 補助金の交付回数

- ・ 補助金の交付は1回限りです。
- ・ 補助金は建築物等の所有者ではなく、建築物等自体に交付します。そのため所有者が変わった場合でも、一度、補助金を交付したことがある建築物等には補助金の交付はしません。

(4) 整備項目、補助対象行為、補助金額等一覧

・整備項目、修景行為、補助金額をまとめると、以下のようになります。

整備項目		補助対象行為・規模	補助金額			
			補助率	限度額		
				第1基準	第2基準	第3基準
1) 建築物外観の修景事業	・屋根	・屋根の新設、修繕、模様替え	2/3			
	・庇	・庇の新設、修繕、模様替え				
	・外壁	・壁の新設、修繕、模様替え				
	・開口部	・建具類の新設、修繕、模様替え				
2) 外構の修景事業	・建築設備、 屋外階段	・屋外に露出しているエアコン室外機、 プロパンガスボンベ、電気メーター等 の建築設備や屋外階段などに対する木 柵等による目隠しや被覆の新設、修繕、 模様替え	2/3	全体で <u>150万円</u>	全体で <u>100万円</u>	全体で <u>20万円</u>
	・垣、柵、塀 など	・板塀、土塀、石垣、生垣、竹垣の新設、 修繕、模様替え				
	・植栽	・樹木の新設 ・鉢植えやプランターの植栽、および草 花は除く				
	・門	・門の新設、修繕、模様替え				
3) 屋外広告物の修景事業	・看板	・固定看板の新設、修繕、模様替え	2/3		100万円 に含む	
4) 駐車場 <sup>1</sup> 周囲の修景事業		・道路に面した共同的に使われている駐 車場で、道路との境界付近に設ける板 塀や生垣の新設、修繕、模様替え	2/3			
5) その他の修景事業		・自動販売機に対する木柵等による目隠 しや被覆の新設、修繕、模様替え	2/3			

#### 4. 補助対象行為のイメージ

- ・ 図3は、町屋型建物（第1基準）地区における補助対象行為のイメージです。あくまでもイメージですので、実際の修景では、それぞれの方の実情に応じた整備を行うことになります。

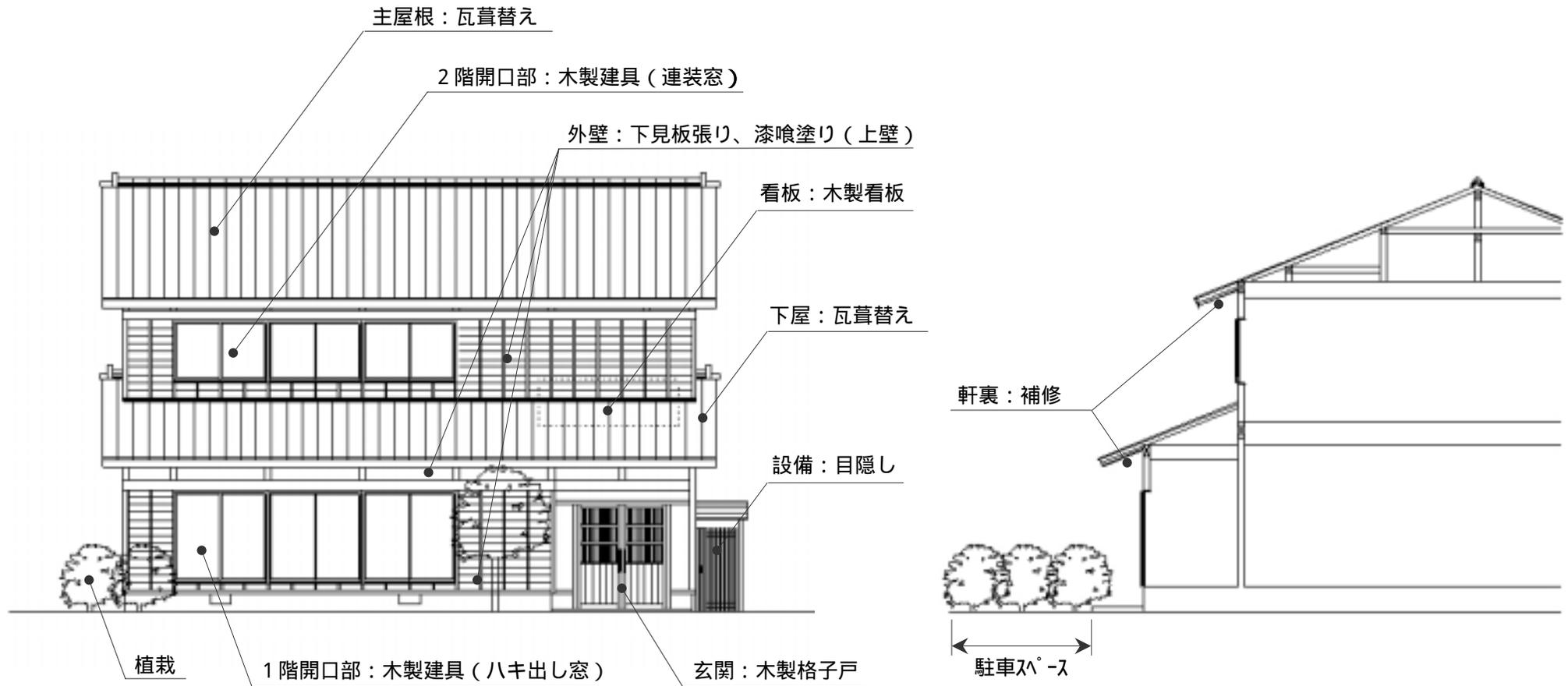
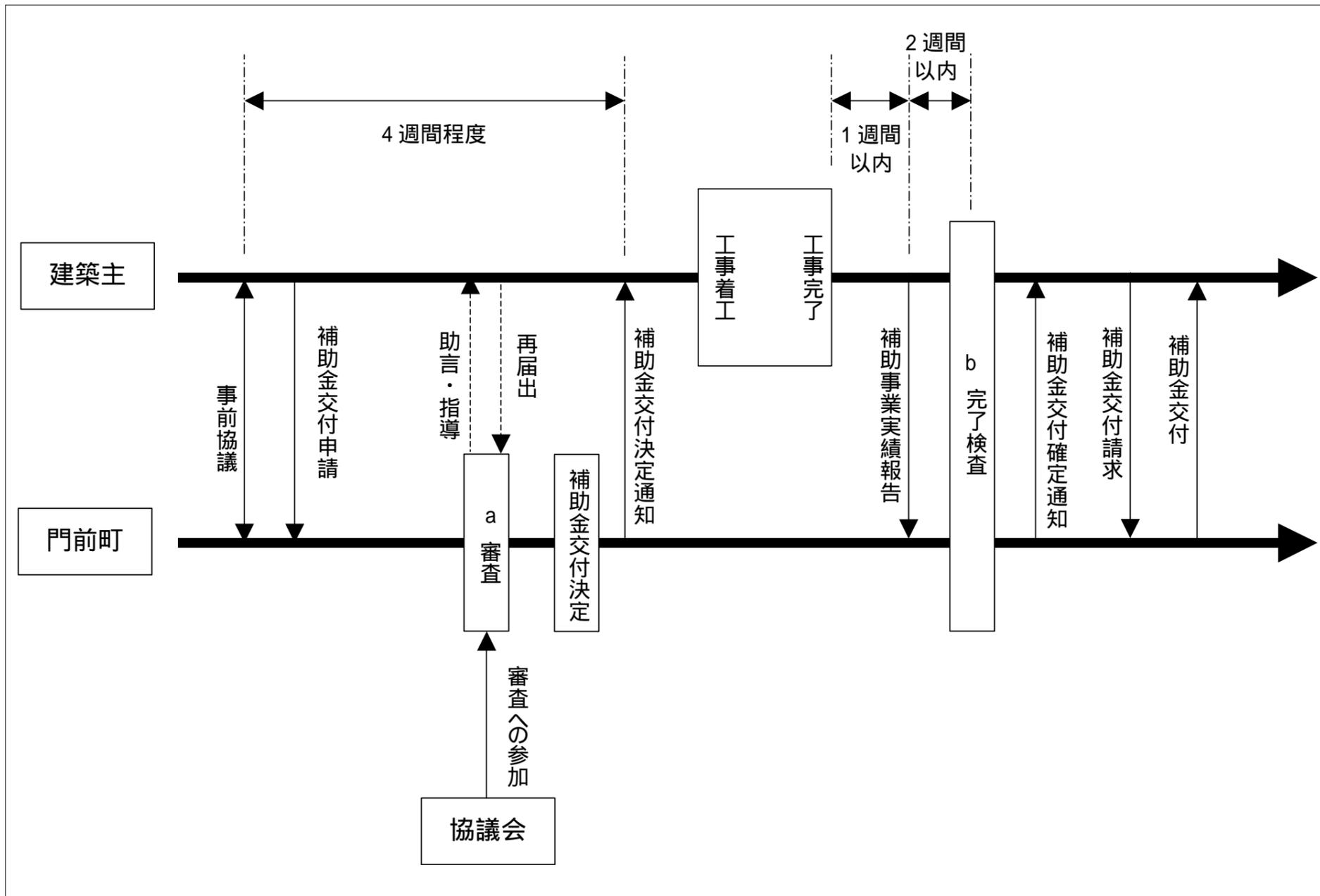


図3 補助対象行為のイメージ



**a. 審査**

- ・町、アドバイザー、協議会によって行う。
- ・届出のあった案件が街並み景観整備基準に適合しているか、および補助対象となるかを審議する。
- ・届出書類の妥当性および不備のチェック。

**b. 完了検査**

- ・建築主の立会いのもと、町とアドバイザーによって行う。
- ・実績報告書に基づき、修景工事が計画通り行われたか審査を行う。
- ・補助金交付の是非と補助金確定額の決定を行う。

図4 補助金交付までの流れ

表 補助金申請者の提出書類一覧

補助金交付申請	頁数
1) 補助金交付申請書 (様式第 1 号)	8
2) 建築行為等概要書 (別紙第 1 号)	9, 10
3) 工事設計図面 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 位置図 (住所等)</li> <li>・ 配置図</li> <li>・ 平面図</li> <li>・ 立面図 (修景工事実施部分を着色)</li> <li>・ 仕上表</li> <li>・ その他必要な図面等</li> </ul>	
4) 現況カラー写真	
5) 収支予算書 (別紙第 2 号)	11
6) 施工業者の見積書	
その他町長が必要と認める書類	
補助事業実績報告	頁数
7) 実績報告書 (様式第 5 号)	12
8) 収支決算書 (別紙第 3 号、領収書の写しも添付)	13
9) 竣工カラー写真	
10) 工事請負契約書の写し	
その他町長が必要と認める書類	
補助金交付請求	
11) 補助金交付請求書 (様式第 7 号)	14

様式第 1 号

平成 年度門前町總持寺周辺地区街なみ環境整備事業補助金交付申請書

平成 年 月 日

門前町長 殿

補助申請者 住所

氏名 印

平成 年度において、門前町總持寺周辺地区街なみ環境整備事業補助金の交付を受けたいので、門前町總持寺周辺地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱第 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象物件の所在地
- 2 総事業費 円
- 3 補助金交付申請額 円
- 4 添付書類

門前町總持寺周辺地区街なみ環境整備促進区域建築行為等概要書(別紙第 1 号)

補助対象事業に係る工事設計図面

現況のカラー写真

収支予算書(別紙第 2 号)

施工業者の見積書

その他( )

別紙第1号

門前町總持寺周辺地区街なみ環境整備促進区域建築行為等概要書

補助申請者	住所 (所在地)	門前町字 1 - 2 - 3					
	氏名 (名称及び代表者の氏名)	山田 太郎					
	電話	- - x x x x					
門前町總持寺周辺街なみ環境整備事業補助金交付要綱第3条の規定により、次のとおり申請いたします。							
行為地区	町屋型建物(第1基準)地区内						
行為の場所	門前町字 2 - 1 - 1						
行為の期間	着工予定日	H16年8月6日	完了予定日	H16年12月6日			
行為の種類	建築物	用途(専用住宅) 新築・増築・改築・修繕・用途変更・その他( )					
	工作物	種類及び用途(門) 新築・増築・改築・修繕・用途変更・その他( )					
	屋外広告物の設置	木竹の植樹	その他の行為 ( )				
行為の内容	建築物	構造	届出部分	木造2階建て(地上2階 地下0階)			
			既存部分	木造2階建て(地上2階 地下0階)			
		区分	届出部分		既存部分		
		敷地面積	80.02 m <sup>2</sup>		80.02 m <sup>2</sup>		
		建築面積	15.20 m <sup>2</sup>		50.33 m <sup>2</sup>		
		延べ面積	30.40 m <sup>2</sup>		83.50 m <sup>2</sup>		
		最高高さ	8.75m		9.52m		
		屋根	材料	( 日本瓦 )			
			色彩	( 黒銀 )			
		外壁	材料	( 杉下見板張り, プラスター )			
			色彩	( 木: 素材色, プラスター: 白色 )			
		庇	材料	( 日本瓦 )			
			色彩	( 黒銀 )			
		開口部	材料	( アルミサッシュ )			
色彩	( こげ茶色 )						
建築設備(屋外設備)		エアコン室外機、ガスボンベ					

行為の種類	工 作 物	種 類	高さ及び面積	構造及び仕上げ	色 彩
		門	3.0m 2.5 m <sup>2</sup>	木造 杉下見, プラスター	素材色 白色
		土塀	12m m <sup>2</sup>	木造 杉下見, しっくい	素材色 白色
			m m <sup>2</sup>		
	屋外広告物の設置	種 類	高さ及び面積	構造及び仕上げ	色 彩
			m / m <sup>2</sup>		
			m / m <sup>2</sup>		
	木竹の植樹又は伐採	目 的	面積及び本数	樹 種	高 さ
		前庭の緑化	m <sup>2</sup> 15本	サツキツツジ	0.5m
	その他の行為				
街なみ景観の形成のために配慮した事項 (具体的に記入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外 壁：木材の素材色を活かす</li> <li>・ 庇：化粧垂木</li> <li>・ 軒 裏：垂木のあらわし</li> <li>・ 開口部：調和を考えてこげ茶を選択</li> <li>・ その他：室外機、ポンベは板で覆い目隠しする</li> </ul>				
申請内容の照会先	住所(所在地)	石川県 市 1 1 1			
	氏名(名称及び担当者の氏名)	建築設計事務所設計部 鈴木 花子			
	電話	- x x x x			

別紙第2号

収支予算書

1 収入の部

科 目	金 額 (円)	備 考
町補助金		
自己資金		
その他 (借入金等)		
合 計		

2 支出の部

科 目	金 額 (円)	備 考
合 計		

様式第 5 号

平成 年度門前町總持寺周辺地区街なみ環境整備事業実績報告書

平成 年 月 日

門前町長 殿

補助事業者 住所

氏名 印

平成 年 月 日付第 号で決定通知のあった、門前町總持寺周辺地区街なみ環境整備事業を完了したので、門前町總持寺周辺地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱第 条の規定により関係書類を添えて、次のとおり報告します。

記

1 補助対象物件の所在地

2 補助事業の実施期間

平成 年 月 日 着工

平成 年 月 日 完工

3 補助金の交付決定額及び精算額

交付決定額 円

精算額 円

不用額 円

4 添付書類

収支決算書(別紙第 3 号及び領収書の写しを添付)

竣工カラー写真

工事請負契約書の写し



様式第7号

平成 年度門前町總持寺周辺地区街なみ環境整備事業補助金交付請求書

平成 年 月 日

門前町長 殿

補助事業者 住所

氏名 印

平成 年 月 日付第 号で通知のあった、門前町總持寺周辺地区街なみ環境整備事業補助金を門前町總持寺周辺地区街なみ環境整備事業補助金交付要綱第 条の規定により請求します。

記

1 請求金額 円

2 振込先 \_\_\_\_\_